保険番号マスタ（徳島県36）

番号	設定項目名 ＼ 制度名	重度心身障害者		子どもはぐくみ						ひとり親家庭等	
1	保険番号	146	299	145	245	345	445	199	748	149	249
2	法別番号	46	46	45	45	47	47	45	48	49	49
3	短縮制度名	重障	重障償還	乳児	乳児拡大	阿波市他	石井他乳	乳児償還	乳児負無	ひとり親子	ひとり親
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3
9	年齢（開始－終了）	0 － 999	0 － 999	0 － 15	3 － 18	7 － 18	7 － 18	0 － 6	3 － 18	0 － 18	0 － 999
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	2	1	2	1	1	2	1
12	レセプト請求（印刷）	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	外来負担区分	2	3	2	1	2	1	3	2	1	0
15	1回負担割合	0	100	0	0	0	0	100	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	600	0	600	0	0	1000	0
21	1月院外上限額	0	0	0	600	0	600	0	0	1000	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	2	3	2	2	2	1	3	2	2	2
25	1回負担割合	0	100	0	0	0	0	100	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

（注）平成20年2月より乳幼児制度改正

子どもはぐくみ医療費
「乳児」（適用年齢は市町村によって異なります ・・・ 自己負担なし・社保・国保ともにレセプト請求）
「幼児拡大」（適用年齢は市町村によって異なります ・・・ 外来のみ自己負担あり・社保・国保ともにレセプト請求）※令和6年4月より入院の患者負担無し
「阿波市他」（阿波市他で適用。市町村によって適用年齢が異なります。社保・国保ともにレセプト請求） ※阿南市は平成23年4月より制度開始、令和6年3月で廃止
「石井他乳」（石井町他で適用。市町村によって適用年齢が異なります。社保・国保ともにレセプト請求） ※石井町は平成20年4月、勝浦・美波町は平成21年4月より制度開始、令和6年3月で廃止
「幼児償還」（一部市町村では、3歳～5歳児の入院・外来について償還払いで助成しています。窓口は負担有り）
「乳児負無」（阿南市他一部市町村で適用。県乳幼児公費で発生した一部負担金を助成するようです。社保・国保ともにレセプト請求）
※法別45，47の補助公費のようです。限定保険番号欄に任意の保険番号を設定してください。

重度身心障害老人等医療費
「重障」 （県単独標準制度・・・社保・国保ともにレセプト請求）
「障害償還」（償還払い助成方式を採っている市町村で適用下さい。 窓口は自己負担有りです）
※ひとり親家庭等もこちらをご使用ください。（法別46。受給者証は「重度心身障害者等医療費受給者証（母子家庭の母等用）」。入院は同制度、外来は対象外。）
※平成28年10月よりひとり親は「ひとり親家庭等医療費受給者証」（法別49）となるようなので保険番号149,249をご使用ください。

ひとり親家庭等医療費
「ひとり親子」（児童に適用。入院は患者負担無し、外来は月1000円の患者負担。社保・国保ともにレセプト請求。）
「ひとり親」（親に適用。入院は患者負担無し、外来は助成対象外。社保・国保ともにレセプト請求。）

※平成20年2月の乳幼児、障害の制度変更により社保もレセプト請求へ変更
※平成22年10月より「母子家庭等医療費」が「ひとり親家庭等医療費」へ制度変更（父子家庭を助成対象）
※平成24年10月より「乳幼児等医療費」が「子どもはぐくみ医療費」へ変更（法別45の適用年齢も小学3年生までから小学校修了までに変更）
※平成28年10月より「ひとり親家庭等医療費」の制度変更（法別49となり、児童の外来が助成対象となる）